〇新見市公害防止条例
平成１７年３月３１日
条例第１６１号

（目的）
第１条　この条例は、法令及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成１３年岡山県条例第７６号）に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において「公害」とは、事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
２　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
３　この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
４　この条例において「汚染質」とは、工場若しくは事業場（以下「工場等」という。）又はその施設から発生し、又は排出するばい煙、粉じん、汚水（廃液を含む。）、有毒ガス、騒音、振動及び悪臭をいう。
５　この条例で「特定施設」とは、工場等に設置される施設のうち汚染質を発生し、又は排出するものであって、市長が規則で定めるものをいう。
６　この条例において「施設管理基準」とは、粉じんを発生し、排出し、又は飛散させる特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
（事業者の責務）
第３条　事業者は、その事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
（市の責務）
第４条　市は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
（市の施策）
第５条　市は、公害の状況を把握し、公害の防止のために必要な体制の整備に努めるとともに、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
２　市は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めるものとする。
３　市は、地域開発に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮するものとする。
４　市は、事業者が行う公害の防止のための施設の整備について、必要な資金のあっせんその他の措置を講ずるように努めるものとする。
５　市は、公害に関する苦情について市民の相談に応じ、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。
（市民の責務）
第６条　市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。
（施設管理基準の設定）
第７条　市長は、特定施設等に係る施設管理基準を定めなければならない。
（施設管理基準の遵守義務）
第８条　特定施設から汚染質を発生させ、排出させる者は、施設管理基準を遵守しなければならない。
（特定施設の届出義務）
第９条　特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　工場等の名称及び所在地
（３）　特定施設の種類
（４）　特定施設の構造
（５）　特定施設の使用の方法
（６）　汚染質の処理の方法（粉じんに係る特定施設にあっては、管理の方法）
（７）　汚水又は廃液を排出する施設にあっては、汚染状態及び量
（８）　その他規則で定める事項
（経過措置）
第１０条　一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から３０日以内に前条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（変更の届出）
第１１条　第９条又は前条の規定による届出をした者（以下「特定施設設置者」という。）は、その届出に係る

第９条第１号又は第２号に掲げる事項に変更があったときは、その日から３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
２　特定施設設置者は、第９条又は前条の規定による届出に係る第９条第４号から第７号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該事項を市長に届け出なければならない。
（計画変更の勧告及び命令）
第１２条　市長は、第９条又は第１１条第２項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設の構造又は使用若しくは管理の方法及び汚染質の処理・管理の方法が当該施設管理基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から６０日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造又は使用若しくは管理の方法及び汚染質の処理・管理の方法の変更を勧告し、又は命ずることができる。
２　前項の規定により、勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変更を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（実施の制限）
第１３条　第９条又は第１１条第２項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から６０日を経過した後でなければその届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚染質の処理の方法を変更してはならない。
２　市長は、必要があると認めたときは、前項の規定する期限を短縮することができる。
（使用開始の届出）
第１４条　第９条又は第１１条第２項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は処理施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用の開始をしたときは、その日から１５日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
（使用廃止の届出）
第１５条　特定施設設置者は、第９条又は第１１条第２項の規定による届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
（改善命令等）
第１６条　市長は、特定施設の施設管理基準が遵守されていないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて施設管理基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設使用の一時停止を命ずることができる。
（改善措置の届出）
第１７条　前条に規定する命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（緊急時の措置）
第１８条　市長は、濃霧の発生、渇水等の異常な気象条件その他特別な事情の発生により汚染質の発生又は排出が人の健康又は生活環境を著しく損い、又は損うおそれがあると認めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、汚染質排出者に対し、その発生し若しくは排出する汚染質の量、濃度又は程度の減少又はその発生若しくは排出の一時停止の措置を講ずるよう協力を求めなければならない。
２　市長は、前項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によっては、その事態を改善することが困難であると認めるときは、当該汚染質排出者に対して、その発生し若しくは排出する汚染質の量、濃度又は程度の減少又はその発生若しくは排出の一時停止を講ずるように勧告又は命令をすることができる。
（報告及び検査）
第１９条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、汚染質排出者その他の関係者から必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該関係者の工場その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、若しくは調査させることができる。
２　前項の規定により立入検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　汚染質排出者その他の関係者は、正当な理由がない限り第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは調査を忌避してはならない。
（罰則）
第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第９条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第１６条又は第１８条の規定による命令に違反した者
２　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第１０条又は第１１条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第１３条第１項の規定に違反した者
（３）　前条第３項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（両罰規定）
第２１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。
（委任）
第２２条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附則

この条例は、平成１７年３月３１日から施行する。